

# 令和8年度沖縄市交通拠点まちづくり支援業務

## 概要仕様書

令和8年5月

沖縄市 建設部 都市整備室 都市交通課

## 1. 業務名称

令和8年度沖縄市交通拠点まちづくり支援業務

## 2. 業務目的

本市では、国や県、関係団体等と連携しながら、地域住民及び関係権利者等の合意形成や機運醸成を図るとともに、交通拠点及び周辺エリアの機能配置の検討、連携施策の検討を行い、令和7年度には「沖縄市交通拠点まちづくり基本計画」の策定を行った。

本業務では、策定した基本計画の実現に向け、必要機能の具体的な実現可能性の調査検討及び、交通ターミナルの維持管理の観点からの現状商店街の把握を行い、事業収益性等を検討する。

## 3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

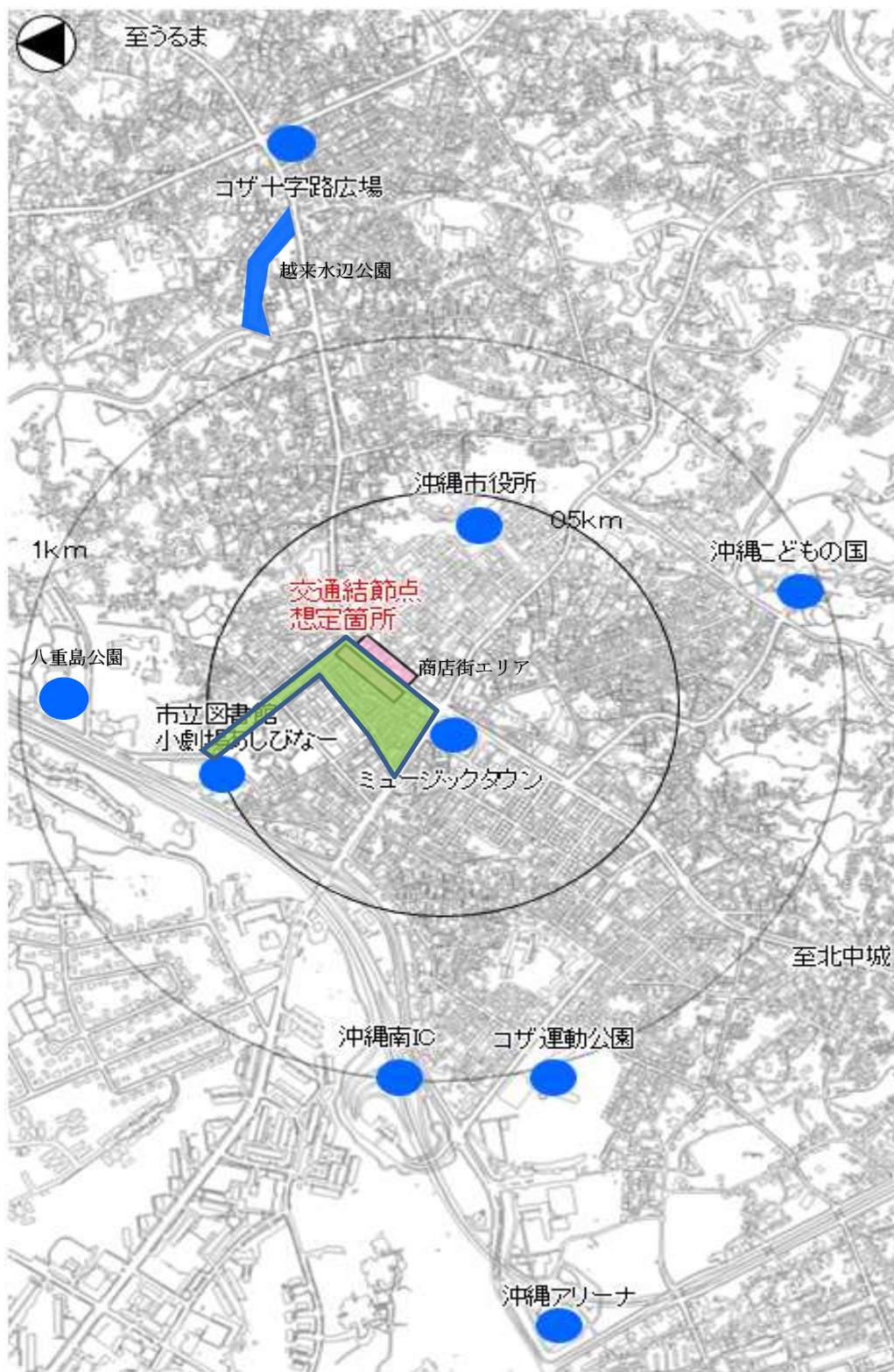
## 4. 対象範囲

対象は図1と図2を基本とし、検討状況により必要な範囲とする。

図1 交通結节点想定箇所



図2 交通拠点まちづくり基本計画検討範囲



- : 沖縄市内主要施設
- : エリア利用状況調査範囲 (商店街エリア)

## 5. 業務内容

### (1) 計画準備

- 1) 業務実施にあたり、実施体制及び実施工程等の計画書を作成し、初回打合せ時に提出する。

### (2) 交通拠点まちづくりに向けた必要機能検討

交通拠点まちづくり基本計画に位置付けた必要機能及び整備イメージ等の配置を踏まえて、各種機能の実現に向けた検討を行う。

#### 1) 駐車場機能の検討

- ① パーク&ライドの事例を調査・分析し、当該エリアの交通特性への適用可能性について検討する。
- ② 過年度の駐車場調査結果及び関係機関が実施した結果等を活用し、動線及び駐車場の配置パターンの比較検討。(比較検討に、駐車場の事業収益についても調査する)

### (3) 交通拠点まちづくりに向けた事業収益の方向性検討

- ① 商店街エリアの現状調査(昼夜の利用状況)を行い、事業収益の基礎データを作成する。(過年度の調査資料を提供)
- ② バスターミナル事業の維持管理について事業収益の観点から、運営モデルの方向性を提案する。(収益モデル、運営形態、収益見通し等)

### (4) まちなか交流拠点(10月～3月)及び国道330号空地の運営管理を行う。 地域や公民学の自主的な活動の支援を行う。(サポート程度)

### (5) 地域デザインに関する検討。

地域デザイン部会での議論を踏まえて、各種必要事項の詳細検討(イメージ化及びデザインアイデア等)を行う。

### (6) 委員会、地域デザイン部会の開催

#### 1) 委員会の開催(2回程度)

有識者や関係団体を含めた検討会を開催し、基本計画の推進にあたり意見聴取を行う。委員会の開催前に、委員への事前説明の対応も行う。(資料作成、日程調整、委員への説明)なお、委員会前に開催する庁内連絡会の意見を踏まえて資料作成を行うこと。

※会場及び委員報償費は、市で対応する。

## 2) 地域デザイン部会の開催（2回程度）

有識者や地域代表者を含めた部会を開催し、デザイン関連意見聴取を行う。なお、部会の開催前に、有識者への事前説明の対応も行う。（資料作成、日程調整、有識者への説明）

※会場及び委員報償費は、市で対応する。

## (7) 報告書等の作成

業務の成果として、報告書、概要版、関係資料集を作成する。

なお、概要版は、地域住民や権利者等に誤解がなく内容が伝わりやすいよう、文言やレイアウトなど留意し、作成を行う。

## (8) 打合せ協議

受注者は、適正な業務の遂行を図る為、市担当者と作業計画、作業方法等について緊密な連絡をとり、十分な打合せを行うものとし、作業途中において市担当者が中間報告（関係資料含む）を求めたときは直ちに報告を行う。

なお、打合せ回数は5回を基本とする。

## 6. 成果品

- |                          |                  |      |
|--------------------------|------------------|------|
| (1) 報告書                  | A4/100 頁程度、一部カラー | 10 部 |
| (2) 報告書 概要版              | A4/8 頁程度、フルカラー   | 50 部 |
| (3) 上記の電子データ（PDF、Word 等） |                  | 1 式  |
| (4) その他必要と認められる資料        |                  | 1 式  |

## 7. 留意事項

- (1) 本業務は、関係機関等と連携を要するため、受注者は臨機応変に対応できる実施体制を整え、業務に望むものとする。
- (2) 受注者は、関係官公庁やその他の関係者への照会・聴取等の情報収集を行うときは、原則として事前に市の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について、不明あるいは疑義の生じた場合は、速やかに市担当者と協議して、その指示によること。
- (4) 本業務で製作された成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を写真、複写、写しの作成などの複製行為を行ってはならないものとし、受注者の善良なる管理者と

しての注意義務の下に管理し、第三者に閲覧させ、もしくは開示してはならない。

- (7) 本業務実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意すると共に、第三者が著作権を有する製作物を使用する時は、事前に発注者と協議の上、関係法令に定められた手続きを行うこと。
- (8) 本業務は沖縄県土木建設部の「土木設計業務等共通仕様書」に基づき、実施する。
- (9) 本業務の実施にあたっては、沖縄市契約規則を遵守するものとする。
- (10) 上記のほか、業務上の疑義については、双方で協議のうえ、決定する。